

企業会計基準委員会 御中

全国銀行協会
企画部「外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理に関する
実務上の取扱い(案)」に対する意見について

当協会では、「外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 意見

外貨建転換社債型新株予約権付社債に関する発行者側の会計処理（一括法を適用する場合）について、今後、「発行条件が[設例]で示したような想定と大きく異なる事例（中略）が多く見受けられるようになり、その会計処理を検討する必要がある場合には、それらを前提とした実務上の取扱いを明らかにすることもある」とされている。

この点、当該新株予約権付社債の商品設計として新株予約権の行使に際して払い込むべき金額が外貨により設定される場合には、決算時及び新株予約権行使時における為替相場（CR法）による換算が容認されることを明らかにしていただきたい。

2. 理由

新株予約権は発行条件及び発行後の相場環境に依存して、行使される場合もされない場合もあり、決算時及び新株予約権行使時の換算を発行時の為替相場で行う場合（HR法）には、行使されない場合に不測の為替差損益が生ずる事態となり企業にとって好ましいものではない。

行使されない場合に備えて当該新株予約権付社債に係る発行代り金を外貨で運用することが考えられるが、H R 法による場合には、為替差損益が生ずるため当該選択を為し得ず、合理的な企業活動への制約となっている。

H R 法を前提としてヘッジ会計を適用して為替リスクをヘッジすることも考えられるが、新株予約権行使時の換算を発行時の為替相場で行う前提にあっては、権利行使確率を予測する必要があるため、現実的にヘッジ会計を適用することは困難な状況にある。

以上の理由から、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額が外貨により設定される当該新株予約権付社債がC R 法により換算されることが明らかになれば、商品設計が変更されることを通じて結果として財務諸表上の損益を適正に表示することが可能となる。

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を外貨により設定することが商法上認められるか否か議論があることは承知している。しかし、それを理由に会計処理を明示しないということは、実質的に会計が合理的な新商品の開発を妨げることになることをご認識戴きたい。

以 上